

## 仕様書

### 1 件名

使用済み小型家電の引渡し（小型家電回収ボックス回収分）

### 2 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 3 内容

札幌市（以下「発注者」という。）は、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づき、市内の公共施設及び商業施設36カ所に小型家電回収ボックス（以下「ボックス」という。）を設置し、家庭で使用済みとなった小型電子機器等（以下「小型家電」という。）を回収している。

受注者は、発注者がボックスで回収した小型家電を引き受け、受注者が策定した再資源化事業計画に基づき適切に再資源化を行うものとする。

### 4 予定数量

211,000kg（予定数量のため増減することがある。）

### 5 引渡しについて

#### (1) 引渡し物品

小型家電リサイクル法第2条第2項に規定する小型家電とする。

#### (2) 引渡し場所

受注者が指定する処理施設

（ただし、札幌市内または札幌市域から10km圏内に所在する施設とする。）

#### (3) 引渡し方法

発注者が指定する収集運搬事業者が引渡し場所に搬入し、小型家電を収納したフレコンバッグを車両から積み下ろし、フレコンバッグごと小型家電を受注者に引き渡す。

なお、引渡しに使用したフレコンバッグは、次回以降の引渡し時に収集運搬事業者に返還すること。

#### (4) 引渡し日時

引渡し場所の営業時間内に行う。

#### (5) 引渡し物品の計量

受注者は、発注者から引渡しを受ける小型家電を異物を取り除かずに計量した上で、引渡しの都度収集運搬事業者から小型家電引渡し計量票を受け取り、当該計量票に重量を記載して収集運搬事業者に渡すこと。

## (6) 異物の取扱い

受注者は、発注者から引渡しを受けた物品に、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用器具、食品残さ、多量の電池・電球・蛍光管・インクカートリッジ等明らかに小型家電ではない異物が混入していた場合は、これらを発注者に返却することができる。返却する場合は、事前に発注者に連絡の上、収集運搬業者に引き渡すこと。

なお、契約締結後、異物の処理・返却に係る費用負担を理由に、契約単価の増額を要求することは認めない。

## 6 小型家電の資源化について

受注者は、発注者から引渡しを受けた小型家電を、小型家電リサイクル法第10条に規定する認定を受けた再資源化事業計画に基づき、適切に再資源化を行うこと。

## 7 小型家電の所有権の移転について

発注者から受注者に小型家電を引き渡した時をもって、小型家電の所有権は発注者から受注者に移転するものとする。

## 8 報告について

- (1) 受注者は、各月ごとの完了届を提出する際、引渡しを受けた小型家電の重量等について、書面により発注者に報告するものとする。なお、上記5(6)において、異物の返却を行った場合は、異物の重量を除くものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、発注者は必要に応じ、受注者に小型家電の重量等の報告を求めることができる。

## 9 注意事項

- (1) 受注者は業務上知りえた情報を漏らしてはならない。また、受注者が業務上知りえた情報等について、受託者は漏えいや盗難、滅失、毀損、その他の事故を防止するための安全措置を講じるほか、秘密保持に関して必要な措置を講じるものとする。特に、本役務では、パソコン、携帯電話や記憶媒体類（SDカード、ハードディスク等）といった個人情報を含む機器を取り扱うことから、受注者は個人情報の保護に十分に努めること。
- (2) その他、この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた事項は、必要に応じ発注者及び受注者が協議してこれを定めるものとする。

## 10 担当部署

札幌市環境局環境事業部循環型社会推進課資源化推進係（電話 011-211-2928）